契約条項 P-2627(2)_210118

設計・構築サービス

乙は、注文書で特定する設計・構築サービス（以下、「本サービス」という）を以下のとおり提供します。

1. MacOS X ServerNetBoot 環境設計支援サービス
   乙は、甲が使用する MacOS X Server（以下「本件システム」という）のNetBoot環境設計を支援するため、次の項目を実施し、設計書（以下「成果物」という）を甲に納入します。
   ① 適正サーバ台数の算出
   ② 甲乙で別途合意した内容にもとづく VLAN 環境の設計
   ③ 甲乙で別途合意した内容にもとづくクライアント設定
2. インターネットサイト・セキュリティ設計支援サービス
   (1) 甲の指示内容にもとづき、甲のインターネットシステム（以下「本件システム」という）を構成するファイアーウオールまたはインターネットサーバー等のセキュリティ対策を設計し、設計書(以下「成果物」という)を甲に納入します。
   (2) 甲は、「本サービス」を乙に依頼するにあたり、「本件システム」のセキュリティ診断を、甲の費用と責任で実施し、当該診断結果を乙に開示するものとします。
   (3) 甲が前号のセキュリティ診断を乙に依頼する場合、乙は別途締結する契約にもとづき、乙所定のセキュリティ診断を実施するものとします。
3. ウイルス対策環境設計支援サービス
   甲の指示内容にもとづき、乙所定のウイルス対策ソフトウエアによる甲のインターネットシステム（以下「本件システム」という）のウイルス対策環境の構築に関する設定表(以下「成果物」という)を作成し甲に納入します。
4. 本項は、前 3 項に共通して適用するものとします。
   (1) 甲および乙は、「本件システム」で使用する機械装置ならびにコンピューター・プログラムおよび当該コンピューター・プログラムのバージョンを本契約締結までに決定するものとし、当該決定以降に発見されたセキュリティーホール等のコンピューター・プログラムの不具合への対応は本契約に含まないものとします。
   (2) 乙が「成果物」を納入したとき、甲はすみやかに内容を確認し、受領証等を乙に交付するものとします。
   (3) 前号にもとづく受領証等の交付により、「本サービス」は完了するものとします。
   (4) 甲は、注文書記載の支払条件にもとづき、「本サービス」の対価（以下「マルチベンダーサービス料金」という）を乙に支払うものとします。
   (5) 「成果物」に誤植，落丁，棄損等の材質および記録状態についての物理的な不具合が発見された場合、乙は、「成果物」の納入から 3 ヵ月間は無償でその不具合を修補しもしくは代替品を納入します。
   (6) 乙の責によらず第三者が「成果物」に記載された情報を利用して「本件システム」へ不法に侵入したこと、および当該不法侵入により生じた甲の損害に対し、乙は責を負わないものとします。
   (7) 甲は、「本件システム」を使用して甲が作成したコンピューター・プログラムおよびデータ保護のため、適切な防御措置を甲の費用と責任において常時実施するものとします。
   (8) 「本サービス」完了後、甲が「本件システム」の構成または設定を変更した結果については、乙はいかなる責任も負わないものとします。
   (9) 乙は、第 2 項第 2 号にもとづき甲から開示された診断結果および「成果物」の内容を厳に機密として管理し、いかなる第三者に対しても開示・漏洩されないよう適切な措置を講じるものとします。なお、乙が甲の事前の承諾を得て、「本サービス」の全部または一部を第三者に委託する場合、乙は、当該第三者に対し乙と同じ義務を課すものとします。
   (10) 前号の定めにかかわらず、第 2 項第 2 号にもとづき甲から開示された診断結果および「成果物」の内容といえども、次の一に該当するものについては、乙は前号の義務を負わないものとします。
   ① 本契約締結時点において既に公知であるか、本契約締結後に公知となった情報。ただし、情報受領者が本契約に違反して公知となったものを除きます。
   ② 本契約締結時点の前後を問わず、法律上正当な権原を有する第三者から守秘義務を負わずに合法的に取得した情報
   ③ 開示された技術情報を利用せずに独自に開発した成果物
   (11) 「成果物」納入後に甲がシステムの構成を変更し、乙に「成果物」の修正等を依頼する場合、甲および乙は、新たに契約を締結するものとします。
   (12) 「本サービス」の実施にあたり甲が乙の責に帰すべき事由を原因として現実に発生した損害の賠償を求めるすべての場合において、乙は、甲から受領した「マルチベンダーサービス料金」を上限とする通常かつ直接の損害についての責任のみを負うものとします。
   (13) 甲は、「成果物」を甲の業務に使用する目的以外で、「成果物」に盛り込まれた乙固有のアイデア，コンセプト，ノウハウを乙の事前の書面による承諾なしに利用または開示・漏洩しないものとします。
   (14) 本項第 1 号，第 5 号乃至第 14 号は、「本サービス」完了後も有効に存続するものとします。ただし、本項第 9 号および第 10 号は、「本サービス」完了後 3 年間有効に存続するものとします。
   (15) 甲が乙の責に帰すべからざる理由で「本サービス」を中止した場合、甲は、「本サービス」の出来高に応じ、甲乙協議の上算定する金額を乙に支払うものとし、乙は、中止時点での調査資料，「成果物」(この場合、未完成のものを含む)を甲に引き渡します。

以上